

広域だより 53

令和4年10月

令和4年4月 東濃看護専門学校に最後の入学生を迎え入れました。

令和7年3月閉校

5月には教育研修を通して、親睦を深めるとともにチームで同じ目的に向かって協力し合うことの大切さを学びました。

一人ひとりが自分の力を活かすことで、大きな力を生み出すことができることを体験しました。



令和4年6月に就業継続支援として新卒者交友会を開催しました。



コロナ対策の徹底を

依然拡大が続く新型コロナウイルス感染症。各自でできる予防対策の継続が大切です。



令和4年3月に卒業した約半数の卒業生と教員4名が参加しました。それぞれの違った環境で看護師として頑張っている同級生と久しぶりに再会し、近況を報告しあいながら、有意義な時間を過ごしました。

参加者から在校生へのエールの言葉が沢山あり、メッセージとして残してもらいました。多くの人に支えられながら、看護を続けられていることに感謝して、これからも頑張りたいと思います。卒業生の皆様が元気に活躍されることを教職員一同応援しています。

3市のコロナ関連情報

- 多治見市
- 瑞浪市
- 土岐市

※QRコードをスマートフォンなどで読み取ってください。

東濃西部看護師等確保修学資金

東濃看護専門学校は、令和7年3月で閉校するため、新入生の募集を終了しました。そこで、令和5年度以降、准看護師の方で、看護師の国家資格取得のために進学する方に向けて、新しい貸付制度を開始します。

「進学者に対する貸付金」



対象：多治見市医師会准看護学校卒業生
土岐医師会准看護学校卒業生
多治見市・土岐市・瑞浪市在住の准看護師
上記のいずれかに該当する方で、2年課程の看護学校に進学した方。
(令和5年4月時点で上記のいずれかに該当していれば、ご利用できます。)

金額：月額45,000円（上限）
区分：授業料、通学費及び住居費に係る費用
期間：当該看護学校の正規の修業年以内

免除要件：卒業後貸付期間に相当する期間、常勤の「正看護師」として多治見市・土岐市・瑞浪市内の病院等で看護師業務に従事した場合、貸付金の返還を免除します。
※ただし、免除を適用させるには、1年以上の勤務を必要とします。

進学者に対する貸付制度 Q&A

- Q** 「授業料」に教材費は含まれますか？
A 含まれません。各学校が定めている「授業料」を対象としています。
- Q** 通信制の学校へ進学した場合はどうなりますか？
A 通信制学校の場合、貸付区分は授業料のみとなります。スクーリングや実習等で通う場合の通学費は対象となりません。
- Q** 現在、多治見市で賃貸住宅に住んでいますが、現住所のまま進学した場合、通学費と住居費は認められますか？
A 「進学のため」に必要な費用を貸付けするため、通学費は認められますが、以前より居住していた住宅の住居費は認められません。
- Q** 他の貸付制度と併用はできますか？
A 可能です。ただし、本貸付制度と他の貸付制度をよく照らし合わせ、判断してください。

(例として) **本制度**：卒業後、多治見市・土岐市・瑞浪市で勤務しないと全額返還が必要
他の貸付制度：卒業後、指定の病院で勤務しないと全額返還が必要
→上記の場合、卒業後の免除要件に、どちらも勤務条件があるため、どちらかの貸付金を返還する必要がある。

本制度は、予算措置の関係上、変更になる場合があります。
令和5年3月には、広域組合ホームページにて詳細を掲載する予定です。

犬、猫のマイクロチップ 装着・登録の義務化について



令和4年6月1日から、動物愛護法の改正に伴い、ブリーダーやペットショップで販売される犬、猫に対するマイクロチップの装着・登録（登録先：公益社団法人日本獣医師会（以下：日本獣医師会））が義務化されました。令和4年6月1日以降ブリーダーやペットショップで購入した犬、猫にはマイクロチップが装着されているため、飼い主になる際には、日本獣医師会に所有者を変更登録する必要があります。

法の改正前から犬、猫を飼っている飼い主、法の改正後、知人や動物愛護団体等から譲渡された犬、猫の飼い主になった場合は、マイクロチップの装着は努力義務となります。

詳細については、下記の環境省のウェブサイトをご覧ください。



環境省 犬と猫のマイクロチップ情報登録

狂犬病予防法の特例制度への対応について

特例制度（装着されたマイクロチップが犬の鑑札とみなされる）については、この制度に参加している自治体に限られます。多治見市、瑞浪市、土岐市は特例制度に参加していないため、狂犬病予防法に係る一連の事務手続きについては、これまでと変更はありません。

（マイクロチップを装着していても鑑札の登録が必要です。犬に鑑札の装着をお願いします。）

問合わせ

東濃西部広域行政事務組合 ☎22-7150
多治見市役所 環境課 ☎22-1175

瑞浪市役所 環境課 ☎68-9806
土岐市役所 生活環境課 ☎54-1328

東濃西部少年センターからのお知らせ

輝け若者

東濃西部少年センター ☎(0572)23-3455 FAX (0572)26-8813
〒507-0034 多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク4F

相談

あんしんコール ☎0120-873-246（火～土10～17時、携帯可）
あんしんメール ✉anshin55@crux.ocn.ne.jp（24時間受付）

『相談窓口』の内容を幅広くしています！

「悩み事相談」だけでなく、
「明るい街づくり」につながる「情報提供」も積極的に受けると共に、
地域に発信するようにしています。

『帰りたい家庭・通いたい学校・住みたい地域』

☆「楽しい話題」「伝えたい情報」「ちょっとした悩み事」

（身近な出来事など、連絡・相談ください）

◇「あんしんコール」「あんしんメール」に加えて、少年センターで直接相談をすることもできます。特に、「まなびパークの学習コーナー（4階）」を利用している高校生の皆さんには、同じフロアにある「少年センター」を覗いてもらえると嬉しいです。

また、今年からは、「公民館や児童センター」など、児童・生徒などが地域で利用している関係施設にも積極的に出向き、情報交流に努めていきますので、気軽にお声かけ、ご利用ください。

インターネット通販するなら 画面保存して 証拠を残すべし!



インターネット通販でトラブルとなった場合、申込当時の広告画面や申込み時の画面を証明できるとトラブルが解決しやすくなります。画面保存機能などを活用し、**証拠**を残しましょう。

2022年**6月以降**の通信販売の契約は**取消し**できる場合があります。

例えばこんな場合…



お試し価格

申込み画面に「お試し価格」と強調されていたので1回限りだと思い申し込んだが、実際は、定期購入契約だった。



プレゼント

申込み画面に「プレゼント」と強調されていたので申し込んだが、実際は、購入契約とセットだった。

すべての契約が取消しできるわけではありません。
契約ごとに検討する必要がありますので、窓口にご相談ください。

注意：通信販売にはクーリング・オフの制度はありません。また、返品は広告に表示されたルールに従います。

各市の消費生活相談窓口

時間 / 10:00 ~ 16:00
相談 / 予約制

相談料 / 無料
予約 / 住民登録地の窓口

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください。

月~金曜日 多治見市役所 / 22-1134 (直通)

金曜日 土岐市役所 / 54-1111 (内線 172)

火曜日 瑞浪市役所 / 68-9748 (直通)

メールでの相談 / kouiki@tono-seibu.org

相談は資格を持った専門相談員が3市の各市役所でお話をおうかがいしています。

消費者ホットライン。局番なしの188 土日も対応。お近くの相談窓口につながります。